

嵐山町建設工事総合評価落札方式実施要領

令和 7 年 8 月 27 日

告示第 368 号

(趣旨)

第1条 この要領は、嵐山町が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が嵐山町にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を、落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札で実施する工事のうち、嵐山町請負業者等審査選定委員会（以下「選定委員会（資格審査委員会）」という。）が選定するものとする。

(総合評価の方法)

第3条 選定委員会は、総合評価落札方式競争入札を実施するに当たり、令第167条の10の2第3項の規定により、対象工事の目的及び内容に応じ、工事価格以外の評価対象とする項目（以下「評価項目」という。）及び評価の方法について審査するものとする。

2 評価項目及び配点は、嵐山町総合評価方式活用ガイドラインを適用するものとする。また、嵐山町総合評価方式活用ガイドラインに記載のない事項は、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインを準用する。

(意見の聴取)

第4条 町長は、令第167条の10の2第4項の規定に基づき、前条の総合評価方法について、あらかじめ同項に規定する学識経験者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項に規定する学識経験者は、町長が委嘱するものとする。

3 第1項の場合において、町長は地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 町長は、令第167条の10の2第5項の規定により、第1項の規定による意見の聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者に意見を聴く必要があるかどうかについて、学識経験者の意見を聴くものとする。

5 町長は、前項において改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、令第167条の10の2第5項の規定により、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札参加者等への通知)

第5条 町長は、対象工事の入札に当たり、入札参加申込に必要な書類及び落札決

定に関する評価の方法その他必要な事項について、あらかじめ入札公告に明記し、入札参加希望者に通知するものとする。

2 町長は、対象工事の入札に参加資格を有する者（以下「入札参加者」という。）に対し、所定の期限までに評価項目に係る技術的な審査に必要な資料（以下「技術資料等」という。）の提出を求めることができる。

3 前項の技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
（技術資料等に係る技術審査及び評価）

第6条 契約担当主管課長、当該工事担当課長及び、契約担当主管課長が指定した職員は、前条に基づき入札参加者から提出された技術資料等を審査し、その結果に基づき評価項目に関する評価の点数（以下「評価点」という。）を算出するものとする。

2 契約担当主管課長は、前項の審査に当たり、技術的能力の評価等のために必要があると認められるときは、入札参加者からの事情聴取及び関係機関への照会を行うことができる。

3 契約担当主管課長は、第1項の規定により算出した評価結果を選定委員会に報告するものとする。

（落札予定者の決定）

第7条 選定委員会は、前条に規定する評価結果の報告を受けたときは、評価値（前条の規定に基づき算出された評価点及び入札価格を総合的に評価する方法により得られる値をいう。以下同じ。）の最も高い者を落札予定者として決定する。

2 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札予定者を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、入札書に記載された金額が予定価格の制限の範囲を超えているときは、落札予定者の決定を行わないものとする。

（落札者の決定）

第8条 町長は、前条の規定により落札予定者を決定したときは、当該落札予定者を落札者として決定する。この場合において、当該落札者の決定が第4条第4項において改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に該当するものであるときは、同条第5項の規定により、あらかじめ学識経験者の意見を聴き、その意見の聴取の結果を踏まえた上で落札者を決定する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布日から施行する。